

野々市市まちづくり基本条例策定委員会第17回

【日時】2014年9月17日 19:00～21:00

【場所】野々市市役所201会議室

【参加者】

委員13名：池田、亥野、大島、絹川、小竹、小堀、小松、新美、林、藤田、谷内、山岸、
吉岡（五十音順、敬称略）

市職員ワーキンググループ2名：山崎、水野

ファシリテーター：森山奈美

事務局5名：金場、栗山、中谷、舟崎、北

【欠席者】

大森、中村、村井、神谷

1. 開会

栗山：定刻になりましたので、第17回野々市市まちづくり基本条例策定委員会を始めます。

配布資料として事前に条文第4案を郵送させていただきました。議事録と要旨、今後の議題、林さんからの意見を配布しています。それでは森山さん、よろしくお願ひします。

森山：皆さんこんばんは。今回の会議で、できれば条文案を完成させたいところです。時間は限られていますが、じっくり議論しましょう。振り返りと同時に条文の内容の話も始めたので、エクセル表の今後の議論についての資料を見て下さい。一番右の結論が「○」のものは前回の議論から第3案になったものです。「▶」は、前回の意見を基に条文を修正したものです。協議中で結論が出なかったものについては「-」がついています。空欄のものは議論していない項目です。まずは、意見を基に条文修正をしてもらったものに関して議決します。協議中のものに関しては議論して結論を出します。修正されたもの全文と、第2章の行政の役割、職員の表記、17番人材育成、18番情報公開、21番協働を考慮した話し合いの場と決め方、24番取り組みの公表を何年ごとにするかの修正案が出ています。前文についての意見は、議事要旨を見て下さい。振り返りシートで条文案がまとまってきたという意見と、時間が足りないという意見が出ています。ワーキンググループから出された条文案は、前回の条文案をどう修正したかを確認しながら進めましょう。

2. 条文第4案の説明と意見

森山：前回出された条文案からどう変更になったか課長から説明をお願いします。

金場：前回、第3案を基にして議論を進めていただいた内容を事務局とワーキンググループで新たに気がついた点をまとめて皆さんへ配布したのが第4案です。どこがどう変わったか

がわかるように、変更箇所は残したまま修正を加えています。章のタイトルですが、第5章と第6章について、第5章を「市政への参加」、第6章を「条例の推進」というタイトル案で変更させていただきました。前文は、最初の3案のうち、委員の皆さんからの意見をもとに、事務局とワーキンググループで議論しましたが、結論には至りませんでした。最終案として提示したものは、下線を引いてある部分です。委員の方からの意見で、「市民の数」というところを修正しました。「皆が当事者となって」という言葉は、皆が当事者として一体となるということです。第1条は「まちづくり」という言葉が多く、「市民が主役」の言葉と同じく削除した方が良いという意見が出ました。他の自治体の条例を見ると、「まちづくり」の言葉をとってみると焦点がボケると思い、シンプルな構成にするか、わかりやすい条文にするか悩んで、現状ではそのままです。第2条の定義は、第2案は4つ程度でまとめていたのですが、市政とまちづくりの違いを定義した方が良いという意見が出て、第3案の段階から盛り込みました。まちづくりを定義する際に、「まちづくり」という言葉が定義の前に出てこないようにと順番を変更しました。また、「責任」と「責務」という言葉を吟味しました。そして、全体の言い回しや語尾を統一し、かつ書きをできるだけ使わないように修正しました。第3条では、「最も大切な計画」としており、これは総合計画のことを指していましたが伝わりづらいので、「総合的な計画」という表記に修正しました。第5条の「まちづくりに取り組むにあたっては、必要に応じて応分の負担」となって第3案までできましたが、やわらかい表現にできないかということで、「必要に応じて、市民が担う役割と責務の分担を果たします」と表現を変更してはどうかという提案です。市民と住民の定義についても解決していませんが、細かいところは省略します。行政の役割と責務の行政と職員を一緒にして、第4項は削除して責任を責務と変更しています。第3章にある、地域活動と市民活動一つにまとめる意見が出ましたが、一つにはまとめきれず、相互の連携をうたうために、あえて以前のままで相互の連携を加えています。人材育成についても少し修正しました。第4章のまちづくりのための情報共有は、第13条は議会や行政が情報を公開して、市民も情報を発信するということを定め、第14条には情報の活用について市民、行政、及び行政についてまとめました。個人情報具体的な条例を入れる意見も出ました。第5章はより広い意味での参加ということで、「市政への参加」というタイトルにしました。第3項の「市民は積極的に参加します。」の文章を最初に持ってきました。「行政は」という主語になっていましたが、行政だけでなく議会も入るので、「議会及び行政は」としました。第17条の意見の募集についても、「議会及び」を付け加えました。第6章の「見直し・委任事項」は仮のタイトルでそのままだったので「条例の推進」に変更しました。ここで何年ごとに修正という意見が出ていますが、ここだけ具体的すぎるという意見があり、条例の推進委員会を設けるなら委員会

の市民によって改正が担保されるので、公表を「毎年」から「定期的」にしました。

森山：第4案に対して、林さんから意見が出ています。前文の7行目「市民の数も増加」は「人口も増加」に修正し、11行目「みんなが当事者となって」を「みんなが当事者として、一体となり」に修正したいという意見です。第1条「まちづくり」は文中で3回使用されていることから2行目の「まちづくりの」を削除してはどうかという提案です。「基本的な事項を確認し、担い手である市民、議会及び行政それぞれの役割及び責務を明らかにする」という条文になるということですね。第18条の「市民が主役」も削除との意見です。第2条の定義は質疑として、地方自治法に規定する住民を超える範囲となりますが、議会との調整が必要だという意見です。私も調べてみましたが、行政書士の試験問題で、地方自治法上で用いられている住民という概念を説明したうち正しいものはどれかという問題がありました。注目したのは、「住民とは、地方公共団体の区域内に住所を有することを前提として成立する概念であるから、住民基本台帳法上の登録をしないものは、住民として扱われることはない。○か×か。」という問題がありました。要するに、住民票がある人でないと住民として扱われることはないかどうかということですね。これは実は×なのです。住民票がなくても、その地方公共団体の区域内に生活の本拠を持つ者は、住民基本台帳上の登録等の特別行政手続きをしなくても、住民として扱われるとなっています。住民票がなくても、そこに本拠があるという事実の方を大事にするという解釈でした。地方自治法で定めている住民という考え方が、必ずしも住民票のことではないという話です。その他にも外国人の話もありますが、思っているよりも住民の定義は広いです。法人も入ります。ここで、もともとの地方自治法に書いていない今回の条例の中で言っている市民のはみでる部分というのはどこかということ、通勤と通学です。これは生活の本拠ではなく、例えば金沢市に住所があつて、野々市市に通勤や通学をしている多くの人を、まちづくりの担い手としてこの条例の中でみるかどうかという議論です。

林：市民の定義について今更言うよりも、議会との調整が必要だと言いたかったのです。

森山：そうでしたね。議会との調整はどの段階なのでしょう。

金場：条文の第1次案ができた段階で、調整をしようと思っています。

森山：議会との調整はもう一つありました。第6条は議会の役割と責務を定めているので、第2条の市民の定義と、第6条のところは議会への調整のポイントです。第5条の市民の役割と責務についてですが、「自らの発言と行動に責任を持ち、」を削除して、「市民は互いの多様な価値観や意見を認め合い、まちづくりに取り組むように努めます。」という文章にしてはどうかという提案です。第3項の「市民は必要に応じて、市民が担う役割と責務の分担を果たします」と改めてはどうかという話です。

林：「負担」という言葉が重いと思いました。

森山：第9条の地域活動と市民活動と相互の連携は、まとめるか、ワーキンググループからの意見で分けた方がいいかどうかは議論のポイントです。第12条の人材育成です。

林：これには若者と子供も入れてはどうかという意見です。

森山：若者と子供ということですね。2項は「次世代のまちづくりの担い手である若者と子供」と加筆してはどうかということですね。第15条「条例で定めるところにより、個人情報保護します。」を個人情報保護条例と書いてはどうかということですね。

林：他の条例を見ても書いてありますし、修正されるものではないかと思います。

森山：これは、条文としてどうかというチェックが入ったりはしないのですか。

金場：文書法規で調整します。

森山：わかりました。次に、第16条「市政の運営」を「市政への運営」にしたいということですが、どういうことでしょうか。これは「市政への参加」ではないでしょうか。

林：2項「市民との協働による」は削除していいのではないのでしょうか。

森山：「議会及び行政は、政策の立案、市政運営の様々な過程において、広く市民が参加できる機会を提供し、まちづくりの推進に努めます」という文章です。次は第18条の条例の推進の「市民が主役」を削除です。次に、第20条では、推進委員会を作ってはどうかというワーキンググループからの提案なのですが、これに対して要望があるということですね。2項は全部削除ということですが。

林：これは、委任の中にあるので定めなくても良いと思いました。

森山：なるほど。次に適切な時期とはいつかということですね。林さんからの意見は以上です。

3. 条例の本来の目的について

森山：林さんからの提案と、条例案の第4案を出していただきました。第8条の4項は消えました。林さんの意見からも「協働」という言葉の定義をしたので、「市民が主役のまちづくり」や、「協働による」という言葉を削ってシンプルにする方向性です。この条例を作る前に協働指針で、自発心と連帯感と創造力がのいちキャンパスという定義が挙げられました。この委員会がスタートしたときに、指針に沿う条例、指針をバックアップする条例にしたいという話がありました。項目の検討に入る前に、まちづくり基本条例の基本に、「市民が主役」や「協働」を据え置くかどうかをグループごとに話し合っただけです。条例の一番根幹の部分の考え方に「市民が主役」、「協働」を入れるかどうかで条例自体の性格が変わると思うのです。第12回会議のときに、この条例ができることでまちがどのように変わるかを議論しましたが、もう一度議論して確認し、皆で共有しましょう。

〈各グループで条例の目的について議論〉

森山：それでは、どのような意見が出たのか聞いてみましょう。お願いします。

小竹：再度、市民協働のまちづくりの推進指針を振り返りました。現在既に行われている市民提案型事業はまさに、市民が提案して行政がバックアップする良い仕組みです。第4条のまちづくりの基本理念には、協働による推進とありますが、市民提案型事業のように、協働による仕組みづくりや協働事業を市民、議会、行政が協働する事業が、今回の条例案で担保しているのが少し読みとれないと思いました。第9、10条にある地域活動や市民活動はどちらかというに参加型と言っています。これからは提案型も重要で、これからどうしていくかは曖昧ですが、そのような議論をしました。

森山：ありがとうございました。問題意識は似ていますね。次の発表をお願いします。

小堀：第8条の4項「職員は、協働によるまちづくりの推進に配慮して職務を行います」とあり、削除されましたが、第8条の場合は、行政の役割と責務の中では協働という基本的なスタンスを込めたいと思いました。「市民が主役」という言葉も同じく、重複していても丁寧に書いた方が伝わりやすい場合には、省略せずに書いた方が良いと思いました。

森山：ありがとうございます。意見が割れたままですね。それでは次の発表をお願いします。

藤田：「協働によるまちづくり」という言葉は、行政関連の条文に入れて欲しいと思いました。協働という言葉は定義づけでしかないので、その言葉を大事にする必要があると思います。第12回の議事録の中で、林さんが言っていたように「市民が主役の」という言葉は良い言葉のように聞こえてもあたり前で、あえて言う事はありません。まちづくりは皆でやるのが協働という言葉で置き換えられると思いました。「市民が主役」という言葉だけが注目されるのは違うと思うし、まちづくりは皆でやるものだという気がしました。

森山：市民が主役というキーワードよりは協働というキーワードが重要だということですね。

藤田：協働の推進委員会を担保して、指針を作られた委員の人が意識を持って委員会を行ったことが重要です。ただ、後半で市長について多く書いてあることに違和感があり、何でも市長に決めてもらおうと思われても困ります。

森山：ありがとうございました。次に意見がわかれたままで良いのでご報告いただけますか。賛成反対どちらの意見も出しましょう。

林：「市民が主役」は当たり前のことなので、皆で一緒にまちづくりをやるという一体感から言うと、あえて市民主役という言葉を使う必要はないというのが私の意見です。グループの他の方は、第1条は最初だし、第18条は市民の言葉なので、「市民が主役」という言葉は必要だという意見でした。協働という言葉は入れる必要がありますが、市民が主役という言葉は鯖江市の条例にもあったので、野々市らしさを出すためには、協働をメインにおきたいと思いました。

森山：第16条「市民との協働による」を削除してはどうかという提案が出ていますが、ここは残して、「市民が主役」を削除という提案ですね。「市民が主役」という言葉は、今ま

ではまちづくりで市民以外の行政などにまちづくりを任せっきりで、市民が主役ではなかったことへのアンチテーゼだと思います。ただ、野々市の場合は、市民が主役は当たり前のことで、市民は自発的に動き、市民だけではなく、その他の主体も協働でやっていくことをまちづくりの基本にしましょうという考え方でよろしいでしょうか。

小松：協働という形を出せばそれで良いのですが、やはり市民が主役という形をだしておいて最終的に協働を述べるのであれば良いと思います。

森山：市民が主役という言葉は協働指針でカバーできると思います。なぜなら、野々市における協働指針の最初が自発心だからです。ですので、条例で協働を基本にしておけば、野々市では既に市民が自発的にまちづくりをやるという意味も含まれる状態です。それはすごくラッキーなことです。

藤田：市民協働の言葉の方がありがたいという感じはします。指針の中には、市民が主役という言葉も多く出てきますが、それは協働で何をするのかというときに市民が主役という裏付けの言葉です。皆がまちづくりを自発的にやって当たり前だと思わないと、受け身な態度では人は集まらないと思います。自発心のある地域が野々市だと思います。

林：一緒に汗をかいて頑張る、行動するというのが野々市だと思います。

小松：実際の文章はどうしますか。

藤田：市民が主役という言葉は外しても良いと思います。

森山：それでは、具体的に検討してみましよう。第1条の2個目の「まちづくり」「市民が主役」を抜いて文章を見てみると、「この条例は、野々市市におけるまちづくりの基本的な事項を確認し、担い手である市民、議会及び行政それぞれの役割及び責務を明らかにするとともに、まちづくりを推進することを目的とします。」となります。市民が主役でないなら、この条例でどのようなまちづくりを推進することを目的としますか。

小松：協働のまちづくりを目的としてまちづくりを推進するのであればしっかりします。

森山：「この条例は、野々市市におけるまちづくりの基本的な事項を確認し、担い手である市民、議会及び行政それぞれの役割及び責務を明らかにするとともに、協働のまちづくりを推進することを目的とします。」であれば、目的になるので、協働が前面に押し出されます。これは根幹の話ですが、どうでしょうか。今読み上げた修正案で良い人は1、もう少し修正が必要だと思う人は2、この修正案に反対の人は3の札を挙げて下さい。賛成多数で、2の人がいますので、意見を聞いてみましょう。

小堀：第1条に協働の定義をしていないので、協働とは何かが分からないと思います。市民、議会、行政の協働というように、くどいかもしれませんが説明が必要だと思います。

森山：次の条項で協働が定義されるので説明がなくても良いのではないのでしょうか。

小堀：細かくはこだわりませんが、聞いた時にわからないかもしれないと思いました。

吉岡：第1条の目的と第4条のまちづくりの基本理念が似た内容だと思いました。

森山：この条例の目的と、野々市が目指すまちづくりの理念が重なっていないとおかしいのですが、重複しているということですね。

藤田：市民が主役のまちづくりを推進することが目的ですよね。主役まではいかないですが、協働でもない、ひらたい言葉はないのでしょうか。

金場：総合計画に3つの柱というのがあります。そこに、市民が主役のまちづくりをしますということを全面的に押し出しています。市民が主役のまちづくりプロジェクトの一環としてこの条例をつくるという思いがあるので、市民が主役で当たり前と言えれば当たり前です。

森山：逆に、行政が主役のまちづくりとはどんなまちづくりでしょうか。市長が中心で、市民の意見が聞かれず、市民が自分の力を発揮することもなく、公務員たちがいきいきとしているという感じでしょうか。それは嫌で、市民が主役ということは、行政は黒子になるということでしょうかしもべではないですね。

林：一緒にやってくださいということです。

山岸：私は、「市民が主役」は残してほしいです。これがあることで、市役所が作った条例ではないということがわかるからです。「協働の」ということが入るのであれば「市民が主役」が削除されても仕方ないとは思いますが。

小堀：第1次総合計画の話が出ましたが、市民が主役のまちづくりプロジェクトといいながら、小項目では市民協働のまちづくりとあって、市民、町内会、企業、各種団体、行政それぞれがお互いの役割を認識して協力しあう市民協働のまちづくりとあります。それぞれが、お互いでという言葉でつないでいます。

森山：現実に、野々市市では市民が主役のまちづくりは当たり前になっているのでしょうか。

池田：協働は今までになかったと思います。今までは、町内会長が話をしてまちの課題をどうにかすることはあったかもしれませんが、市民が提案して動くのは最近のことだと思います。私自身、市民が主役ということや、市民が提案して行政も動いてまちのために活動できることをはじめて知ったので、条例に入れてほしいです。

森山：とても素敵な意見ですね。意外と市民が主役は当たり前ではないということですね。

小堀：それぞれがお互いの役割を認識し、協力し合うまちづくり。そのあとに市民協働とありますが、あえて抜くとすれば、「市民、町内会、企業、各種団体、行政それぞれがお互いの役割を認識し協力しあう（市民協働の）まちづくり」はどうでしょう。

森山：この文章の流れで言うと、「この条例は、野々市市におけるまちづくりの基本的な事項を確認し、担い手である市民議会及び行政それぞれの役割及び責務を明らかにするとともに、お互いに協力するまちづくりを推進することを目的とします。」となりますね。

小竹：それを置き換えて協働にしています。

藤田：その下で市民の在り方、協働の在り方も定義しています。目的はこれで一つになります。

森山：協働のまちづくりで目的を定義しているということですね。

藤田：「市民が主役」という言葉は計画をたてた行政が認めています。条例でさらに市民が主役というと偉そうに見えないでしょうか。

森山：確認すると、「この条例は野々市市におけるまちづくりの基本的な事項を確認し、担い手である市民議会及び行政それぞれの役割及び責務を明らかにするとともに、協働のまちづくりを推進することを目的とします。」で賛成の人は1の札を挙げて下さい。全員の合意がとれたので、協働を条例の考え方の基本として、今後の議論を進めます。

4. 残った議題について議論

森山：全員で確認した上で、第4案をもとに検討していきます。前文が少し変わっています。

林さんからの修正案も検討して下さい。前回と違うところを議論してほしいのです。担当を決めて、1～4章は各章グループごとで、5章、6章は全員で議論をお願いします。

〈各グループで条文案について議論〉

森山：それでは各グループの発表をお願いします。

水野：私たちのグループでは、特に大きな変更はありません。第3条の3項は条例の位置づけですが、総合計画との関連性が2項にあります。3項の予算の編成および執行についての記述が条例の位置づけに関係あるのかということです。市民の提案型事業はありますが、予算の執行は直接関わる機会はありませんので、責務にのせるか、条例の位置づけとは関連しないので削除してはどうかという意見が出ました。

森山：第5章や第6章についての意見はありましたか。

中谷：第5章のタイトルが堅いので、例えば「市政への関わりかた」など、もう少しやわらかい表現にできないかと話しました。

森山：ありがとうございました。それでは第2章の発表をお願いします。

谷内：第5条は、林さんの案で「自らの発言と行動に責任を持ち」は削除しようという結論になりました。2項は問題ありません。3項は、「市民がまちづくりに取り組むにあたっては、必要に応じて応分の負担を果たします。」でもとに戻す形になりました。語尾だけでやわらかさを表現しています。何の何を表現したいのかわからなくなりました。第6、7条はそのままです。

山崎：第8条を話し合っている途中で時間切れとなりました。議題一覧の14番の市民の意見と市民の意向の違いとは、意向は潜在的なもので、意見は実際に目に見えるものではないかという結論になりました。第8条の3項で言いたいのは、説明責任を果たしますということだったという確認をしました。

絹川：第6条の4項に「議員は、積極的にまちづくりの課題及び市民の意見を把握するとともに、総合的な視点に立ち」とありますが、「総合的な視点に立ち」というのが当たり前でぼやけているので、「市民の幸せを実現するために、公正かつ誠実に職務を行います」の方が、私的なことだけでなく公的な利益になるのでわかりやすく良いと思いました。究極的には市民の幸せを実現するという形です。

小堀：細かすぎはいけません、ある程度具体的な方がわかりやすいですね。第4条の基本理念のところで、「幸せを実感できる地域社会を実現」と連携もとれますね。

森山：第8条の3項は時間切れで、意向は潜在的だということは確認されましたが、第8条の3項に関しては、言いたかったのは行政の説明責任について決定したいのですが、この言い方でいいのか途中ということですね。

小竹：第8条の4項の削除されている部分ですが、第5、6、7条に「まちづくり」という言葉がそれぞれ入っていますが、8条の行政の中には「まちづくり」という言葉が入らないので、行政を主語にして、言葉の表現を「協働によるまちづくりの推進を行う」ことを入れた方が良いかと思いました。

森山：ありがとうございます。次に3章の発表をお願いします。第2章の議論を担当したグループからは、意向というのはまだ意見として表明されていない潜在的なもので、それも的確に把握することが行政の役割だと示されました。

小堀：第3章の地域活動と市民活動について、前回は一緒にまとめようとしたのですが難しい状態でした。地域活動と市民活動の主体が違ってくるので、現状のまま分けた状態で良いのではないかと思います。

森山：それぞれがどのような段階かは整理されているのですよね。

小堀：第11条の連携については、地域活動と市民活動を行う市民、行政がそれぞれの立場で連携する必要があるので残したいと思いました。第12条は、若者を追加してはということでしたが、1項では全体の教育が必要だという話で2項は子供の話です。1項と2項両方に若者と子供を入れてしまうと整理がつかなくなるので、若者を入れずにこのままが良いという結論です。第6章の最後の第20条に審議委員会がありますが、審議をとってしまえば重みがなくなってしまいます。そのあたりは皆さんの意見を再度聞きたいです。

森山：私は、推進委員会の方がより積極的に感じました。審議会だと自分は関係無く審議を行い、上から目線のようなイメージがありますが、推進委員会だとより主体性を感じ、一緒にやろうという感じのイメージです。ほぼ第4案どおりでどうかということでした。最後に第4章のグループの発表をお願いします。

新美：主に第5章の話し合いを行いました。第5章は話し合いの場と決め方という内容で、市政の参加というタイトルが変わっています。内容は、話し合いの場と決め方というスタン

スの内容を入れていこうと考えると、1項で市民は積極的に市政の運営に参加する文章ですが、市政という言葉が第2条で振り返ると、市政はまちづくりのうち行政や議会が担うものとして書いてあります。1項のニュアンスが行政や議会が提案するものに対し、話し合いに参加するというスタンスになってしまうので、市民が持ってきた課題が入っていないので、受け身になっています。第1項を話し合いの場を持つというスタンスがあって、行政や議会がどういう心づもりかという内容を含んだ方が良いという話になりました。ですので1項は、市民は地域の課題を発見し、議会や行政とともに解決に努めますという内容にならないかと思いました。第4章は案のままで良いので、第15条だけで林さんの意見で議論を終えました。

森山：他に第5章、6章で追加はありませんか。ないようですので、第3、4章は案通りでよさそうですね。第3条の3の予算の部分を削除、もしくは行政の責務に持って行けばどうかという提案です。第8条はもともとめています。行政は協働のまちづくりによる推進を最初に持って来た方が良いという意見も出ています。

絹川：第8条に関して、行政は市民に求められれば直接説明しますという文章にすると、シンプルでわかりやすくなるのではないのでしょうか。

森山：要するに説明を求められたら分かりやすく説明しますということですね。市民に求められなかったら説明しなくて良いととられませんか。

吉岡：表明があったことに対して説明することは当たり前ですね。

森山：そもそも、説明責任は求められなくても責任なので発生します。サービスの受け手としての市民ではなく、市民は行政に対して税金を払う代わりに仕事をやってもらっています。ですので、行政は仕事を頼まれた相手に対して聞かれなくても委任者に対する説明の責任があります。予算の話も長期的な視点に基づいて、破綻しないようにやって下さいということを8条に入れる話か、まちづくりの基本条例の趣旨からすると削除しても良いという意見もあります。予算の話第8条に入れたいと思う人は1番、削除したい人は2番、どちらでも良い人は3番の札を挙げて下さい。2番が多いので、予算の話は削除します。

藤田：市民と行政のお互いの信頼ですね。

小堀：市民の意見と意向の話の中で、補足説明をしないといけない関係は非常に危ういと思いますし、一言説明しても良いと感じました。

谷内：第8条の3項は、市民に対して適切に説明しますと言った方がわかりやすいと思います。

森山：第8条は、一緒に協働によるまちづくりの推進を行うものだという役割として示した方が良いのではないかとということと、1項に書いてあることを2項に置いておくかなど検討事項が多いので、決められるところから決めましょう。第5条は林さんの案で良いのでしょうか。ご意見があるようなので聞いてみましょう。

中谷：ワーキンググループでは、自らの行動と発言には責任を持つということは残したいという意見が出ました。まちづくりをするからには、市民も言いつばなしではなく責任を持って取り組んでほしいということです。

森山：この文章がない場合、発言に責任を持たないということが起こりうるわけですね。

藤田：NPO 法人がしっかりしたことをしない場合がありますよね。それを担保するためには、私たち住民票のある市民は言いつばなしで逃げられませんが、NPO 法人の場合、活動拠点はどこにあるかは別として逃げる可能性があります。これは同じ活動の土俵にいるという意味でとらえました。私たちだけの関係なら信頼はつくる必要はあります。

森山：通勤、通学だけの人が言うだけ言って行動が伴わない人がいると困りますね。この項目を入れることによるマイナスはありますか。

藤田：市民に対するプレッシャーです。行政に対峙する意識が出ます。行政の協力を失うと困ります。

谷内：私はこの項目がない方が良いと思います。

森山：多様な価値観や意見を認め合えば良いということですね。

小堀：責任のある人しかまちづくりをしてはいけないという意味になってしまうので、自らの発言したことを実現するためにまちづくりに取り組むという言い方もありますよね。

水野：実際に事業をしたときに、約束の時間になったのに都合で欠席し、別の人を探さないといけないことがありました。突然こちらに責任をふられたりすることもあるので、発言と行動には必ず責任を持って欲しいと思いました。お互いに協働するときには支え合わないといけないので責任という言葉はぜひ入れて欲しいと思います。責任の伴わない発言をする方が大人としてまちづくりに参加することは遠慮して欲しいです。

林：落とすべきものは落として、皆に分かりやすいものを作るのが良いと思うし、協働をしたいのに、市民と行政が対峙するという関係をつくってはいけないと思います。

中谷：協働するにはどちらも責任を持つべきだと思います。対峙することになるのでしょうか。

小堀：その気持ちを責任という言葉を使わずに表現できないものかと思いました。

山岸：議会、市長、行政は、他の規則に基づいてそれぞれが責任を負わされています。市民は責任を負わされていないので、ここで明記しても良いと思いました。この条例ではじめて市民が出てきたので、責任という言葉で、少しは市民を縛る必要もあると思います。

林：市民には応分の負担など、負担はないというわけではなくたくさんあります。

森山：自らの発言と行動に責任を持つのは嫌だから、まちづくり自体に参加しないということはあるのでしょうか。

小堀：ワーキンググループや市の職員の立場から、この項目を残さないと気持ち悪いのであれば、残しても良いと思います。

水野：まちづくりには、大学生なども気軽に参加してくれて、すごくありがたいのですが、自分が子供だという意識があるのか、当日行かないということがあったりします。参加するからには責任を持ってほしいのですが、行政にも責任と書いてあるので、一緒に事業をやるので、姿勢として市民のところにも責任という言葉は入れて欲しいです。

山崎：発言という言葉が使われる場面を考えると恐ろしいと感じます。役割や務めに責任を持つという言葉だと煩わしさを感じないのですが、発言というと普段の生活の中で使われないので、堅く感じます。

森山：自由にものをいえなくなる感じですね。何かしらの責任に基づいてという考えは皆さん同意しているということですね。それでは、責任をもつということは表現しつつ、やわらかい表現を探しましょう。

水野：責任という言葉を残して、行動と発言という言葉は削ってはどうでしょうか。

森山：自らの発言と行動を削ると、第5条は「市民は、互いの多様な価値観や意見を認め合い、責任を持ってまちづくりに取り組むよう努めます」になりますね。

小堀：良いと思います。

森山：それでは、次は3項です。「市民は、まちづくりに取り組むにあたっては、必要に応じて応分の負担を果たします」という文章に戻すということでしたが、「負担を果たす」と言いますか。語尾がつながらないような気がします。

小堀：条文に込めた思いは何でしたでしょうか。

森山：応分の負担とは、お金や労働力、ボランティアのことです。負担は負担です。役割を果たしますという言葉ではどうでしょうか。

絹川：お金を払うときは、払わなければなりませんということですよ。

森山：負担するものがあるときはというのは、お金のことを言っているのですよね。ワーキンググループの方の意見はどうでしょうか。

中谷：お金や労力などを含めた全てです。

小松：応分の負担には、まちづくりに参加していない人も入るのでしょうか。

森山：市民なので、まちづくりの担い手としての市民ですよ。

小堀：努めますとあるので、毎週ボランティアに出て協力しましょうというイメージですね。

藤田：協働指針の一番後ろに、市民協働のルールがあり、責任の明確化の原則が明記されています。そこには、お互いの役割分担と責任範囲を十分に協議し、文書化して明確にすることとあります。ルールの裏付けの担保としてはこの項目は必要になると思います。

森山：第3案のときには、何かが問題だったのですよね。

中谷：応分の負担という言葉が重くてわかりにくいのと、必要に応じて応分の負担という重複の表現をワーキンググループでうまくまとめられればと思います。

森山：表現としては、果たすのは役割ですね。

水野：役割を果たして役割を受け入れますとかそのような表現でしょうか。

森山：ワーキンググループの案の日本語を直してほしいです。意味はわかったのですが、日本語を直すだけです。次に、第6条の4、「議員は市民の幸せのため・・・」というところです。

小堀：総合的な視点という言葉はよりは良いのではないのでしょうか。

森山：ベストではないけどベター。意義はないのでしょうか。議会に調整をかけるのですよね。

林：議員のポジションなのに一方に偏る場合があるのでそうではないことを示すもの？

森山：総合的な視点というのは、将来的なものであったり、国際的なものなども含まれますよね。

林：地域からの利益誘導ではだめなので総合的な視点で市全体を見て下さいという意味です。

小堀：総合的な視点という言葉は修飾語なので、なくても意味は通じるのではないのでしょうか。

小松：無い方がすっきりして良いと思います。

森山：総合的な視点という言葉を入れた経緯はありますか。おそらく、市民の意見だけを聞いていたら、本当に野々市市をあるべき方向に導いていけないという意味だと思います。

金場：これは七尾市の基本条例を見て、議会が盛り込んでほしいと言った案です。

森山：七尾市での事例は、本当に市のために必要なものであれば、市民に嫌われたとしてもやらなければいけない決断があるということです。例えば中学校の統合など、人口減少の中ではそういう決断が多くなるのです。意見を聞いていいことばかり言うのではなく、市全体や総合的な視点に立って職務をやってくださいという意味です。野々市はあまりそのようなことはないと思うので削除しても良いと思います。

藤田：削った方が良いと思います。

森山：それでは「総合的な視点に立ち」を削除します。シンプルになりましたね。残りは第8条ですが、どうでしょう。

藤田：もう一度流れを説明して下さい。

森山：市民の意向と意見の使い分けと、第4項を「行政は」を主語にして第1項に持って来てはどうかという話が出ています。行政はその権限及び責務において公正かつ誠実に職務を行いますという文章が、市長とあわせるならばそれが最初になりますね。例えば第1項ではなくその次に、「協働によるまちづくりの推進を行います」でも良いと思います。そして3項の書き方です。「行政は、市民に対する説明責任を果たします」と書くか、「行政は市民に対して適切に説明します」の方がやわらかいかということです。まずは、協働によるまちづくりの推進を行いますという文言は入れた方が良いでしょう。協働を大事にしたいということだったのでどうでしょうか。1項で良いでしょうか。それでは第8条は1項が2項になり、2項はそのままで、3項が4項になります。書き方は「行政が市民に対して適切に説明します」か、「行政は、市民に対して説明責任を果たします」かです。

小松：この説明責任の表記は、当たり前のことではないでしょうか。

水野：説明責任は職務のうちに含まれることなので、あえて責任を強調してここに入れているので、「行政は、市民に対する説明責任を果たします」の方が分かりやすいと思います。

森山：それではこの文章に変更でよろしいですか。それでは順番の話です。第8条は「行政は協働によるまちづくりの推進を行います」を1項に、順に「行政はその権限及び責務において、公正かつ誠実に職務を行います」を2項にしますがよろしいですか。「行政は、市民に対する説明責任を果たします」が4項に決まりました。議題の表を見てみて下さい。パブリックコメントも議論中でしたが、意見募集で入りました。公表も修正案で大丈夫です。第5章のタイトルが、市政の関わりかたという意見が出ています。議会・行政とともに、市政に対して受け身に参加するのではなく、積極的に地域の課題を行政と一緒に解決していく方向性を出したいということでした。このような課題があると市民から市政にあげていく意味も含めてはどうかということでした。第16条ですね。

小松：市政の関わり方というタイトルがいいと思いました。

森山：「方」と書くと、方法を書く必要が出てきます。

藤田：言った方法を書けば良いということですよ。

森山：条項を分ける必要が出てくるので、タイトルは「市政への関わり」にしましょう。第16条の第1項の書き方は、今まで規定していないことが出てきたので、これだけ持ち越しでどうでしょうか。

小松：今の案を書いておきますので、いいかどうか、条項を分けるかどうかも含めてワーキンググループに投げても良いのではないのでしょうか。

森山：ワーキンググループには、第16条の情報を分けるかどうか、日本語の修正も含めて最終案を作成していただきたいと思います。「方」というとどういう仕組みをつくるか具体的に書かないといけないので、シンプルな条例にしましょう。受け身な市民参加ではなく、市民から提案型でやっていくということです。あとひとふんばりです。

5. 閉会

森山：最後に会長からお願いします。

藤田：今日もありがとうございました。形ができました。皆さんにはご迷惑をおかけしておりますが、スケジュール通りいっております。ありがとうございました。

金場：今日出た修正案を基に第1次案として市長に提出し、パブリックコメントを募集します。集まった意見を基にまた議論します。次回は10月6日です。ありがとうございました。